



# 長野県報

4月28日(木)  
平成17年  
(2005年)  
第1655号

## 目 次

### 規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正（人事委員会事務局）	2
-----------------------------------	---

### 告示

救急病院等を定める省令に基づく医療機関の申出の撤回（医務課）	2
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（2件）（医務課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路維持課）	3
長野県住宅改修資金補助金交付要綱の廃止（建築管理課）	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）	3

### 公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（情報政策課）	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（2件）（産業政策課）	6
貸金業者の登録の取消し（ビジネス誘発課）	7
家畜伝染病発生の報告（畜産課）	7
土地改良区の定款変更の認可（土地改良課）	7
土地改良区清算人の就任の届出（土地改良課）	7
土地改良区役員の就退任の届出（土地改良課）	7
平成18年度長野県短期大学学生の募集（教育振興課）	8
平成18年度長野県短期大学専攻科幼児教育学専攻の学生の募集（教育振興課）	13
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（2件）（生活安全企画課）	14



職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年4月28日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

**長野県人事委員会規則第12号**

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第4項」を「第8条第5項」に改める。

第4条の2第3号中「及び第8条第1項の表の第15号」を「並びに第8条第1項の表の第15号及び第16号」に改め、「。第4条の5」の次に「及び同号」を加える。

第6条第1項第3号中「この号」の次に「及び第8条第3項第1号」を加える。

第8条第1項の表の第9号中「、次条及び」を「及び第16号、次条並びに」に改め、同表の第15号中「の分べん」の次に「に伴い、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合」を加え、「の日から15日以内」を「に係る入院等の日から当該分べんの日後2週間目に当たる日までの間」に改め、同表の第20号を同表の第21号とし、同表の第16号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同表の第15号の次に次のように加える。

16 配偶者が分べんをする場合において、当該分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育するとき

分べん予定日以前6週間に当たる日から分べんの日後8週間に当たる日までの間において5日を超えない範囲内で必要と認める期間

第8条第2項中「第16号」を「第15号から第17号まで」に改め、「し、1時間を単位として与えられた当該休暇を日に換算する計算方法については、第6条第6項の規定を準用」を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 1時間を単位として与えられた前項に規定する休暇を日に換算する場合には、8時間（再任用短時間勤務職員にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時間）をもって1日とする。

(1) 一の勤務日において、その職員の1週間の勤務時間を5で除して得た時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た時間。以下この項において「平均勤務時間」という。）未満の時間を与えられた場合における当該与えられた時間 平均勤務時間

(2) 一の勤務日において、平均勤務時間以上の時間を与えられた場合における当該与えられた時間 当該与えられた時間

第11条第1項中「請求」を「取得」に、「第8条第1項の表の第20号」を「第8条第1項の表の第21号」に、「記載した書類を、」を「明らかにして、書面により」に、「提出しなければ」を「請求しなければ」に、「書類を提出」を「請求」に、「付して事後に提出」を「明らかにして事後に請求」に改め、同条第3項中「、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して7

日前の日までに」を削り、「記載した書類を任命権者に提出」を「明らかにして、書面によりあらかじめ任命権者に請求」に改め、同条第4項中「医師」を「これらの休暇を請求する際に、医師」に、「併せて」を「任命権者に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項及び第3項の休暇の請求は、書面に代えて人事委員会が定める方法により行うことができる。

第11条の次に次の1条を加える。

（休暇の承認の決定等）

第11条の2 任命権者は、前条第1項又は第3項の請求（年次休暇に係るものを除く。）があつた場合においては、速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行つた職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同項の請求があつた場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があつた日から起算して1週間を経過する日（以下この条において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



**長野県告示第232号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出を撤回しました。

平成17年4月28日

長野県知事 田 中 康 夫

名 称	所 在 地	撤回日
長野県厚生農業協同組合連合会リハビリテーションセンター鹿教湯病院	小県郡丸子町大字西内1308	平成17年4月1日

医務課

**長野県告示第233号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成17年4月28日

長野県知事 田 中 康 夫

名 称	所 在 地	認 定 の 有効期限
長野県厚生農業協同組合連合会鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院	小県郡丸子町大字西内1308	平成20年3月31日

医務課